審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　くらしの安全安心課

法令名	消費生活協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 200 号
手続名	共済事業の規約を設定する場合等の認可	根拠条項	第 40 条第７項により準用する法第 58 条

審査基準	
	１　設立認可の審査基準に準ずる。 ２　「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」 （平成 20 年３月 31 日　社援発第 0331005 号　厚生労働省社会・援護局長通知） ３　法施行規則第 55 条に準ずる。

受付機関	くらしの安全安心課	処理機関	くらしの安全安心課	交付機関	くらしの安全安心課	標準処理期間	４週間	目次№	法３
						標準経由期間	日		